

○厚生労働省告示第三百六十四号  
 民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第百二号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の三第三項の規定に基づき、児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準（平成十七年厚生労働省告示第四十三号）の一部を次の表のように改正する。  
 令和四年十二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信  
 （傍線部分は改正部分）

改正後 改正前

別表			
区分	(略)	演習	科目
時間	(略)	(略)	その他児童の権利の擁護に関する演習
三・〇	(略)	(略)	その他児童の権利の擁護に関する演習

  

別表			
区分	(略)	演習	科目
時間	(略)	(略)	その他児童の権利の擁護（児童福祉施設等における懲戒に係る権限の濫用への対応を含む。）に関する演習
三・〇	(略)	(略)	その他児童の権利の擁護（児童福祉施設等における懲戒に係る権限の濫用への対応を含む。）に関する演習